

ただいまの公明党議員団を代表して、近藤 光則（こんどう みつのり）議員からのご質問に、順次、お答えさせていただきます。

1（1）ア はじめに、財政についてお答えいたします。まず、特別区民税の増収についてです。区といたしましても、貴重な自主財源である特別区民税の確保は、持続可能な行財政運営を実現するうえで、大変重要な課題と捉えています。近年、納税義務者数や一人当たりの所得金額の増により、特別区民税は増収となっています。その要因としては、雇用・所得環境の改善をはじめ、良質な住環境が数多く整備されてきていることや、区がこれまで、子ども医療費や給食費の無償化などにいち早く取り組み、子育てファミリー層、若年層等の定住化促進を進めてきた効果もあると捉えております。一方で、アメリカの関税政策や物価高

騰による景気への影響、ふるさと納税に伴う流出、いわゆる年収の壁への対応の行方など、先行きの不透明感は、より増してきていることに留意する必要があると認識しております。

1 (1) イ 次に、ご紹介いただきました北見市の状況についての考えと将来の財政需要への備えについてです。都市部と地方都市では、経済面や社会面、環境面など様々な背景が異なるため、単純に比較はできませんが、その中でも、常に、将来世代の視点に立ちながら、中長期的な需要と歳入の見通しを持った行財政運営を行う必要性については、常々意識して取り組んでおりますが、今回の事例を受けて、改めてその重要性を認識しました。また、区が抱える将来的な行財政需要への今後の見通しですが、この間^(かん)、新庁舎建設や学校改築、駅周辺のまちづ

くりなどの行政需要に備え、各種基金への計画的な積み立てを行っていますが、近年の建設コスト上昇等の影響を踏まえると、更なる積立てが必要と考えています。

1 (1) ウ 次に、区有地等資源の重点的かつ効果的な活用についてです。区有地等の資源の活用については、現在改定中の「公共施設等 総合管理計画」の中で、具体的な公共施設マネジメントの考え方をお示しする予定です。本計画案では、公共施設マネジメントの方策として、施設を有効活用するため、用途転換や複合化・集約化、多目的利用などを図っていく としております。また、併せて、区民・民間事業者との協働・公民連携による推進も定めており、特に、大規模 公共施設については、周辺のまちづくりや、エリアデザインも考慮しながら、検討を進めると

しております。

1 (1) エ 次に、義務教育に対する支援金の給付についてです。区では、小中学校の給食費の完全無償化をいち早く実施するとともに、今年度は、学用品等への補助について検討を行うなど、継続して経済的負担の軽減に取り組んでおります。その他の 更なる支援金の 給付等については、「子どもの幸せNO. 1」の実現に向け、限られた財源の中で、優先順位を見極めた上で、必要性を検討してまいります。また、物価高騰対策としての低所得者への支援金給付につきましては、この間、国において給付措置や減税など、様々議論がされておりますので、その動向を注視してまいります。なお、先般、政府で閣議決定された、アメリカの関税措置を受けた支援策としての予備費 支出に伴い、地域の実情

に応じて活用ができる重点支援 地方交付金が増額されたことから、区としても、特に物価高騰の影響を大きく受ける区民の皆さまへの生活支援を検討してまいります。また、一人暮らし高齢者へのアウトリーチと熱中症対策につきましては、高齢者あんしんセンターの訪問の際に、チラシやグッズを配布するとともに、エアコンの適切な利用について 声かけするなどの対策を行っており、引き続き、地域や関係機関と連携した高齢者の見守りの中で、孤独死防止の視点も含め、熱中症等の防止対策に取り組んでまいります。

1 (2) 次に、ふるさと納税についてです。ふるさと納税制度は、地域の活性化などに寄与する面もあるものの、受益と負担という地方税の原則をゆがめるとして、特別区長会において国に制度の廃止も含めた

抜本的な見直しを求めています。そのうえで返礼品の導入については各区の判断により、行われていると認識しています。「北区応援サポーター寄附制度」では、地域の魅力発信や産業活性化の観点などから、返礼品の提供を行っており、JRと連携して区独自の体験型返礼品 導入などの取組みにより、去年は 2927 万円と前年比 2.4 倍に寄附額を増やしました。今年度は、更なる拡充を図るため、しごと連携担当課が関わり、返礼品の職員提案や民間事業者からの募集を行うなど、新たな魅力ある返礼品の開拓を行っています。今後、区の行政サービスを維持していくためにも、寄附額の増額に向けた取組みを全庁一丸となって推進してまいります。

2 次に、年収 200 万円アップと区内中小企業への支援について、お

答えいたします。中小企業向けの支援策には、国・東京都・北区において、融資あっせん、補助制度のほか経営相談など、様々なメニューが存在していることから、幅広い情報をわかりやすく効果的に発信する必要があります。区では、令和6年度から事業者を対象とした経営に関する国・東京都・北区の補助金を抽出できる「北区補助金診断・検索システム」を導入し、必要とする事業者が自社の状況に適した支援制度をタイムリーに確認できる仕組みを構築しています。引き続き、区内中小企業が必要な制度を活用し、生産性向上等に結び付けられるよう、こうした検索システムの一層の周知を行います。あわせて国や東京都の支援策も含めた「産業支援ガイドブック」の情報整理を検討するなど、効果的な発信を努めてまいります。

3 次に、職場のウェルビーイングについて、お答えいたします。私は区長就任以来、健康経営を掲げ、職員の意見を取り入れながら、働き方改革や職場環境の改善に取り組んでいます。昨年度は、D X推進によるペーパーレス化、執務室のフリーアドレス化によるスペースの有効活用等を行ってまいりました。今年度は、第二庁舎地下の書庫を改修して設置した会議室を、昼休みの時間帯に、職員が食事などで利用できるよう開放しております。今後も引き続き、職員がコミュニケーションやリフレッシュを図れるスペースの確保をはじめ、職場のウェルビーイング向上に努めてまいります。

4 (1) アイウエ 次に、防災対策について、お答えいたします。
まず、狭(きょう)あい道路 幅員(ふくいん)確保で緊急車両通行の取り組みに

ついてです。区では、災害時における緊急車両の円滑な通行確保のため、電柱を移設して道路の有効幅員を拡げることは、重要な方策と認識しております。電柱移設に必要な期間につきましては、区道では、道路法に基づく監督処分から概ね6か月、私道でも、関係権利者等との協議など、移設できる状況が整っている場合において、申請から6か月程度を要すると認識しておりますが、様々な条件によって期間は異なります。今後も首都直下地震など災害時における避難経路の確保に向け、電柱移設等に努めてまいります。また、電柱占用企業者での 架線共同化については、移設状況における課題も含め、道路工事調整会議などを通じて調整を図り、電柱移設の効果的な方策について調査・検討を進めてまいります。なお、区道における無電柱化は、現在、整備延長約2.9km、無

電柱化率は約 0.9%の進捗となっております。引き続き、「北区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を着実に推進してまいります。

4（2）ア 次に、北区の防火水槽の設置状況についてです。区が公園などに初期消火用 水利及び震災時の生活用水として設置している40トンの耐震性 地下 貯水槽は、令和6年度末時点で67か所です。これを含め、東京消防庁からは、区内に40トン以上の防火水槽が407か所に設置されていると伺っております。

4（2）イ 次に、北耕地川（きたこうちがわ）の水利 利用についてです。消防水利につきましては、消防法において、「消防長又は消防署長は、消防の用に 供し得る 水利について その所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時 使用可能の状態に置くことが

できる。」と規定されております。姥が橋（うばが はし）から神谷にかけての暗渠化（あんきょか）された北耕地川 は、現在、下水道として東京都下水道局の管理施設となっていますが、区では下水 管渠内（げすい かんきょない）の流量など、消防水利に 供し得るか 把握をしていないため、いただきましたご意見を東京消防庁に伝えてまいります。

4（2）ウ 次に、河川を永久水利として使用するための取水設備の設置についてです。震災時、水道の断水の際に、消火活動に河川の水を利用することは有効であるため、消防署は河川を消防水利として指定しており、区における「貯水池・河川」の消防水利としては53か所指定されていると伺っております。ご提案の永久水利 使用のための 取水設備の設置につきましては、河川管理者などとの協議や 設置のための許可

手続きなど 課題がありますので、他自治体の事例を参考にしながら、国、東京都や東京消防庁とも連携して調査・研究してまいります。

4（2）エ 次に、消防団と地元有志による実践的な訓練の実施についてです。消防団は、火災発生時の消防署と連携した消火活動のほか、平時の各町会・自治会主催の防火防災訓練などにおいても、各種訓練の指導など 地域の防災活動の中心的な役割を 担っていただいていると認識しています。さらに昨年度から実施している地区防災計画の策定にも参加していただいております、そのワークショップの中で消防団の皆さまから経験や知識に基づくご意見をいただくことで、地域防災への取り組みがより実践的なものとなっています。このように、消防団と地域の連携による防災の取り組みは年々深度を増しており、区としても、引き続き

消防団と地域による主体的な地域を守る取り組みを支援してまいります。

4（2）オ 次に、消防団の合同点検を地域住民の参加や自衛隊と連携などができるよう、区が協同実施することについてです。消防団合同点検につきましては、今年度から新たな点検方法を試行するもので、具体的な訓練内容は、消防署や消防団などの消防関係者で決定するものと伺っております。区は、これまでも消防団の皆さまと連携して様々な防災活動を行ってききましたので、今般の新たな消防団点検につきましても、区が協力できる部分につきましては、所轄の消防署などと連携しながら取り組んでまいります。

5（1） 次に、まちづくりと都市ブランドについてのご質問のうち、は

じめに、赤羽・東十条・王子それぞれのブランドについての考え方で
す。区では、王子駅周辺と東十条駅周辺では、既に、ガイドラインを策
定し、赤羽駅周辺においても、基本計画案を取りまとめました。その中
で、それぞれのまちの特性や魅力等を踏まえた「まちづくりの将来像」
を掲げており、今後、ガイドラインに基づく整備を進めていく中で、地
域の皆様の声も伺いながら、赤羽・東十条・王子のそれぞれの特色を活
かしたコンセプト等を検討し、100年先を見据えた魅力あるまちづく
りを進めてまいりたいと考えています。

5（2） 次に、交通利便性に関する魅力発信についてです。交通利
便性については、かねてから区の魅力の一つとして区内外に発信し、特
に「赤羽」については、利便性の高さを大きな魅力の一つとしてプロモ

ーションしてきました。この度の「(仮称) 羽田空港アクセス線」の開業は、国内屈指のハブ空港である羽田空港へのダイレクト アクセスを可能にするとともに、羽田空港を起点に区と世界 各国の 国際 主要都市とのグローバルな都市ネットワークの形成にも つながり得るものです。これは、区の魅力や価値をさらに高め、経済活動や観光振興の促進にも大きく寄与すると認識しています。この絶好の機会を捉えたプロモーションの手法や内容については、今年度策定を予定している北区シティブランディング戦略ビジョンに基づき検討してまいります。

以上、お答え申し上げます。区政に関し、広範な分野にわたる諸課題につきまして、数々のご提案をいただきました。今後もこうしたご意見をいただきながら、さらなる区政の推進に努めてまいります。ありが

ありがとうございました。